

充填回収業者の技術力向上推進事業					13
先進技術等を活用したフロン排出削減推進事業			11	11	16
都庁のフロン排出削減に向けた管理者業務のDX化				23	13
管理者へのフロン削減対策支援事業			9	9	
ノンフロン化に伴う自然冷媒への安全対策の推進				12	
地城商工団体と連携したフロン排出抑制法管理推進事業	8				

都提供資料より監査人作成

表B-2-1-2 気候変動適応策の推進 (主要事業の予算額推移)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	0	0	0	17	34
熱中症・ヒートアイランド対策推進事業	0	0	0	17	34

都提供資料より監査人作成

表B-2-1-3 都自らの率先行動を大胆に加速 (主要事業の予算額推移)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(合計)	10,186	920	8,642	14,787	15,496
都有施設 (事業所等) における太陽光発電設備等設置加速化事業		180	8,021	13,963	14,023
都有施設におけるVPPの構築事業				173	1,257
都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業 (座労局分含む)			621	651	216
照明のLED化推進 (他局含む)	10,186	他局に所管替え	他局に所管替え	他局に所管替え	他局に所管替え
都有施設での再エネ利用を通じた島しょ地域におけるレジリエンス向上		740	他局に所管替え	他局に所管替え	他局に所管替え

都提供資料より監査人作成

(エ) 進捗状況等を踏まえた取組等  
 ゼロエミッション東京戦略の達成に向けた課題を明らかにするため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、ゼロエミッション東京戦略の各目標の管理については、東京都環境審議会において、年一回、施策の実績や課題などの進捗状況を報告しており、審議会委員から得られた意見等は、各事業や翌年度予算などに反映しているとのことであった。

環境局は、このような管理を行う一方、特に家庭部門における再生可能エネルギーの利用拡大やエネルギー消費量削減に関しては対策強化が必要との認識の下、近年は家庭部門に訴求した事業を強化している。この点は予算にも表れており、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大、東京ゼロエミ住宅普及促進事業、家庭のゼロエミッション行動推進事業の予算が急増し、ゼロエミッション東京戦略に関連する予算の大部分を占めている。

しかし、2030年カーボンハーフ達成までに残された時間はわずか5年であり、現状のゼロエミッション東京戦略の進捗状況を鑑みると、目標達成のためには加速度的な施策の推進が必要である。そして、そのためには、都民をはじめ、事業者や行政などのあらゆる主体の協力と実行が重要である。

そのことは局も認識しており、特に家庭部門における温室効果ガス排出量の削減の実績が目標に対し乖離していることから、都民や事業者等がゼロエミッションに共感し、「環境性能の高い住宅の標準化等、住宅の在り方」や「日常生活での取組」など幅広い対策を加速させることが非常に重要であるとの認識であった。

このような認識の下、局は都民の行動変容を促す観点から、新築・既存住宅への太陽光発電設備や蓄電池の導入支援、高い省エネ性能等を確保する東京ゼロエミ住宅の導入拡大、既存住宅の断熱対策強化、東京ゼロエミポイントによる省エネ家電への買替促進、EV等のZEV導入拡大などの各種支援策を実施している。また、日常生活でのきめ細やかな省エネ対策の紹介等「HITT(「へらす」「つくる」「ためる」)」をキーワードとした取組や、令和7年度からエネルギー小売事業者を介して行う都民の環境アクション(脱炭素に係る行動変容)の推進につながる新たなビジネス創出のための実証を支援する「家庭の環境アクション推進事業」等を行っている。さらに、例えば断熱住宅の導入などにおいては、エネルギー消費量の削減という観点だけでなく、快適・健康な住宅づくりという観点からも積極的に広報するなど事業の啓発活動も実施している。

ただし、都民の行動変容を加速させるためには、個々の事業ごとに行動変容を検討するだけでなく、他の事業とのシナジー効果も考慮するなど、全体として戦略的に進める必要がある。

現状においても、都民に対し個々の事業や光熱費削減等のメリットについて説明しているが、更なる行動変容を促すためには、より戦略的な施策全体の議論を行うべく余地がある。

この状況を踏まえると、行動変容に当たっては、都民に対しゼロエミッション東京戦略やその進捗を深く理解してもらうことが有用と考えられる。そこで、①各目標と進捗、②目標達成のための事業内容と進捗、③ロジックモデルを用いた目標と各事業との関連性、④ゼロエミッション東京戦略の推進に要する費用の全体像と事業別の配分について、都民に対して適切に情報公開が行われているかについて確認した。

①については、東京都環境審議会での進捗状況報告や審議会企画政策部会における家庭部門の対策強化の必要性等に係る検討等を通じ、定期的に資料の公開と説明を実施している。また、②については、事業内容を都のホームページに掲載するとともに、HTTアクションの必要性や太陽光発電義務化などの個別の施策に対する都民の理解を得るため、様々な媒体により広報を実施している。

しかし、③については、「ゼロエミッション戦略 beyond カーボンハーフ」において各目標と主な取組に記載はあるが、それぞれの事業のアウトプットやアウトカムが目標とどのように関連するかといった説明は行われていない。また、④については、事業別費用は毎年度の予算要求資料や主要事業の予算概要がホームページで公表されているものの、ゼロエミッション東京戦略の目標別にとどの程度の費用が投入されているかを説明する資料は公表されていない。

(意見2—1) 都民の行動変容に向けた取組の強化について

2030年カーボンハーフ達成まで残された時間はわずか5年であり、施策を一層のスピード感をもって推進することが求められる。特に、家庭部門における温室効果ガス排出量が、部門別で唯一2000年比で増加している現状は、家庭部門対策の重要性を明確に示している。この課題を克服するためには、都民一人ひとりの行動変容が不可欠である。

環境局は、HTTアクションの推進、光熱費の実利の観点を踏まえた啓発活動、事業者を活用した家庭の環境アクション推進事業など、行動変容を促す施策を展開している。しかし、より一層、行動変容を加速するためには、行動変容を軸とした戦略的な施策全体の在り方について、更に議論を展開していくことが必要である。

また、行動変容の前提として、ゼロエミッション東京戦略に対する都民の理解を深めることが重要であるが、事業と目標の関連性をロジックモデルなどを用いて示す取組や、目標別の予算投入状況に関する情報公開などが不十分である。

2030年のカーボンハーフ、その後の2050年のゼロエミッションの達成に向け

ては、都民の前向きな行動を促すことが極めて重要であり、そのために情報公開や行動変容を促進する取組を一層強化することが必要である。ただし、情報公開や行動変容の取組に当たっては、カーボンハーフ等の大目標に向けて考慮すべき点も多いことから、これまで以上に専門家の知見も活用しながら理解を深めるための丁寧な対応が求められる。

については、既にゼロエミッション東京戦略の議論の場となっている環境審議会を活用し、情報公開や行動変容の加速化に向けた取組を検討されたい。

2 補助・助成事業

(1) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業及び東京ゼロエミ住宅普及促進事業における審査体制

ア 概要

環境局は、ゼロエミッション東京戦略で掲げた目標達成のため、家庭部門に対する事業を重点施策として取り組んでいる。その中でも助成金額が大きい事業が「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」及び「東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業」である。これらの事業における実際の業務執行は環境公社が担っている。

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業では、一つの助成事業の中に、既存住宅における省エネ改修促進事業、家庭における蓄電池導入促進事業、熱と電気の有効利用促進事業、家庭における太陽光発電導入促進事業、戸建住宅におけるV2H普及促進事業という計5メニューの事業を扱っている。本助成事業では、省エネ性能に優れ、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、エコキュート、太陽光発電、V2H（ピークルトウホームシステム）の設置に対して助成を行っている。

また、東京ゼロエミ住宅普及促進事業では、東京の地域特性を踏まえた省エネレベル性能の高い住宅を普及させるため、都が定める「東京ゼロエミ住宅」基準を満たす新築住宅に対し水準に応じた助成を行っている。

本事業は、令和6年12月27日まで申請の受付を行っていた「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」の後継として、更なる環境性能の向上を図るために基準の見直しを行い、令和6年10月1日より実施されている。

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の直近3年間の事前申込件数の推移は、表B-2-1-4のとおりである。また、東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の交付申請件数の推移は表B-2-1-5のとおりである。両事業とも、件数が急激に増加している。

表B-2-1-4 主な設備の事前申込件数の推移

※災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

(単位：件 (既存住宅における省エネ改修促進事業は戸数))

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
既存住宅における省エネ改修促進事業	21,271	34,625	53,046
家庭における蓄電池導入促進事業	14,083	22,664	40,945
熱と電気の有効利用促進事業	-	3,118	6,211
家庭における太陽光発電導入促進事業	8,839	14,563	28,732

戸建住宅におけるV2H普及促進事業	833	813	906
合計	45,026	75,783	129,840

東京都提供資料より監査人作成

表B-2-1-5 東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の交付申請件数推移

(単位：件)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,440	9,619	9,578

環境公社提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 審査の遅延要因

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業及び東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業では、申請件数が増加していることから、審査業務が円滑に進められているかを確かめるため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

まず、環境公社では、審査業務を円滑に進めるため、事業ごとに審査期間の目安を設定しているため、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業においては、制度改正の影響を踏まえ、令和6年度中に事前申込があり、かつ令和6年度中に審査が完了した案件について、審査期間の目安を超過した案件がどれほどの割合になったかを確認した。結果は以下のとおりである。

表B-2-1-6 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業における審査期間の目安を超過した割合

事業名	目安審査期間内	目安審査期間超
既存住宅における省エネ改修促進事業	30.5%	69.5%
家庭における蓄電池導入促進事業	89.6%	10.4%
熱と電気の有効利用促進事業	82.8%	17.2%
家庭における太陽光発電導入促進事業	90.9%	9.1%
戸建住宅におけるV2H普及促進事業	98.0%	2.0%

環境公社提供資料より監査人作成

次に、東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業では、事業の特性上、交付申請から実績報告まで年度を跨ぐ案件が多いことから、令和5年度又は令和6年度の目安申請があり、かつ令和6年度に審査完了となった案件について、審査期間の目安を超過した案件がどれほどの割合になったかを確認した。結果は以下のとおりである。

表B-2-17 東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業における  
審査期間の目安を超過した割合

事業名	目安審査期間内	目安審査期間超
東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業 （交付申請）	98.0%	2.0%
東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業 （実績報告審査）	90.4%	9.6%

環境公社提供資料より監査人作成

戸建住宅におけるV2H普及促進事業、東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の交付申請の審査については、ほぼ審査の目安期間内に審査を完了できているものの、それ以外の事業においては、審査期間の目安を超過する案件が散見された。

そこで、審査期間の目安を超過する案件が発生した要因を、申請者からの提出書類の不備を要因とするもの（不備対応）と、それ以外の要因によるもの（その他）とに分けてそれぞれの割合を確認した。結果は以下のとおりである。

表B-2-18 審査遅延発生要因別の割合（令和6年度）

事業名	不備対応	その他
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業		
既存住宅における省エネ改修促進事業	35.8%	64.2%
家庭における蓄電池導入促進事業	92.4%	7.6%
熱と電気の有効利用促進事業	92.7%	7.3%
家庭における太陽光発電導入促進事業	91.9%	8.1%
東京ゼロエミ住宅普及促進事業		
交付申請審査	56.9%	43.1%
実績報告審査	55.1%	44.9%

※戸建住宅におけるV2H普及促進事業については、件数が最少であることから掲載せず。

環境公社提供資料より監査人作成

まず、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の既存住宅における省エネ改修促進事業については、不備対応以外の理由による審査遅延が64.2%を占めていた。公社はこの主な要因を申請数の大幅な増加と捉え、令和7年度に人員の大幅増加や、都と協議の上で制度見直しを行うことにより、審査遅延を解消させている。

次に、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の家庭における蓄電池導入促進事業、熱と電気の有効利用促進事業、家庭における太陽光発

電導入促進事業では、申請者による提出書類の不備への対応による遅延を要因とした割合が過半数を越えていた。

助成金の申請に当たっては、公社は提出が必要な書類等や作成上の注意事項についての手引きやホームページ、動画での案内、提出書類の簡素化等を行っているが、それでもある程度の提出書類不備が発生することは避けがたいこととである。

しかしながら、円滑に審査業務を進めるためには、申請者による提出書類不備を減少させ不備対応時間を削減することが重要な要素の一つとなる。

(イ) 提出書類の不備対応

各事業において、実際にどれだけの提出書類の不備があるか、また、不備対応時間の削減に向け、発生した不備内容の把握及び分析と改善に向けた取組がどのように行われているかを確認するため、関連書類の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

まず、実際の提出書類不備率は表B-2-19のとおりである。ほとんどの事業で提出された書類の過半数に不備が発生しており、提出書類不備率が高水準であることが分かる。

そこで、提出書類不備率を低くするために、提出書類不備率に対して数値目標を設定しているか確認したところ、これら不備の発生は申請者によるものであり、公社は管理できないため、数値目標として設定するにはなじまず、特段設定はしていないとのことであった。

表B-2-19 実際の提出書類不備率

事業名	実際の提出書類の不備率
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	
既存住宅における省エネ改修促進事業	84%
家庭における蓄電池導入促進事業	53%
熱と電気の有効利用促進事業	72%
家庭における太陽光発電導入促進事業	61%
東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業	
交付申請	48%
実績報告	63%

※戸建住宅におけるV2H普及促進事業については、件数が最少であることから掲載せず。

環境公社提供資料より監査人作成

また、不備内容の把握や分析に関しては、審査システム上で書類の不備要因データを蓄積しており、局に提出を求められた時点で当該データを提出していることであった。

そこで、提出書類の不備を要因として審査期間を超過した件数が多かった家庭における蓄電池導入促進事業及び家庭における太陽光発電導入促進事業について、書類不備の分析及び不備削減のための対応について確認した。

まず、家庭における蓄電池導入促進事業において、不備内容を分析した資料を閲覧したところ、「その他」の項目に分類された不備が6,000件と最も多く、およそ3割を占めていた。「その他」の詳細についてはデータで管理しているとのことであったが、不備内容を分析する上で、6,000件の不備が「その他」として扱われている状況では、分析が十分とは言えない。

(意見2-2) 審査期間の短縮に寄与する提出書類の不備削減に向けた取組について

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業及び東京ゼロエミ住宅(導入)普及促進事業は、ゼロエミッション東京戦略達成のための主要な事業であり、特に円滑な審査業務が求められる。

しかし、両事業は申請件数の急増に伴い、審査現場の事務負担が増加し、審査期間の目安を超える案件も存在する。審査期間の目安を超える主な要因は、申請者から提出される書類の不備への対応である。

提出書類の不備は申請者に起因するため、ある程度の発生は避けがたい面がある一方、審査業務を円滑に進め、審査期間を短縮するには、できる限り不備対応の時間を削減することが重要である。

不備対応の時間を削減するためには、不備の内容を分析し、不備対応時間の削減に寄与すると考えられる不備に対して可能な範囲で対策を講じる必要がある。不備内容の分析については既に行われている事業もあるが、提出書類の不備削減に向けて、更なる分析の余地もあるものと考えられる。

また、提出書類の不備は申請者によるところがあるため、提出書類の不備率を数値目標として設定することは難しいことではあるが、発生する提出書類の不備に対し不備率の目安を設定し、実績との差を比較し分析することで、対応策の効果を振り返り、より効果的な対策の実施に生かすことは有用であると考えられる。

したがって、提出書類の不備率の目安を設けた上で、提出書類の不備の内容を分析し、不備対応時間の削減に寄与すると考えられる提出書類の不備に対して可能な範囲で対策を講じることを検討されたい。

(ウ) 審査期間の目安

環境公社の設定している審査期間の目安が、効果的な審査業務を行う上で妥当であるかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

審査期間の目安と実際の平均審査期間にどの程度の乖離があるかについて確認したところ、戸建住宅におけるV2H普及促進事業は実際の平均審査期間が目安期間よりも約2か月短かった。

また、東京ゼロエミ住宅導入促進事業(交付申請審査)や東京ゼロエミ住宅普及促進事業(交付申請審査)について同様の確認を行ったところ、実際の平均審査期間が目安期間よりも約1か月半短かった。

表B-2-20 令和6年度における平均審査期間と目安期間の乖離日数

(単位:日)

事業名	平均審査期間と目安期間の差(※1)
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	
既存住宅における省エネ改修促進事業	+18.1
家庭における蓄電池導入促進事業	△27.9
熱と電気の有効利用促進事業	△20.5
家庭における太陽光発電導入促進事業	△40.2
戸建住宅におけるV2H普及促進事業	△58.6
東京ゼロエミ住宅導入促進事業	
交付申請審査	△40.1
実績報告審査	△14.8
東京ゼロエミ住宅普及促進事業	
交付申請審査	△43.9
実績報告審査	(※2)

※1 平均審査期間から目安期間を控除

※2 東京ゼロエミ住宅普及促進事業(実績報告審査)については、件数が僅少であることから掲載せず。環境公社提供資料より監査人作成

(意見2-3) 審査期間の目安の設定について

環境公社は、助成事業の審査を実施する上で、審査業務の処理期間の目安(審査期間の目安)を設定している。

しかし、実際の平均審査期間が、設定している期間と比べて1か月以上短い事業が存在した。

目安値として設定している審査期間と実際の審査期間の乖離幅が大きい場合、目安として適切に機能しているとは言えない。

また、都民に対するサービス向上の観点からも、速やかに審査を完了させることが望ましいため、審査期間の目安については、効果的な運用となるよう、実績を勘案した上で努力すれば実現可能な水準に設定する必要がある。

したがって、適切な目標値となるよう再設定することを検討されたい。

(エ) 審査期間の目安の周知徹底

審査業務を実施する上で、審査期間の目安を現場職員にどのように周知しているかを確認するため、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、審査業務の現場職員に対し、審査期間の目安を随時口頭で説明しているとのことであった。

なお、家庭における太陽光発電導入促進事業以外の事業では、マニュアル上に審査期間の目安は記載されていなかった。

(意見2-4) 審査期間の目安の周知徹底について

環境公社は、助成事業の審査業務を実施するに当たり、審査期間の目安を設定している。

審査期間の目安は、現場職員が効率的に業務を進め、適切にスケジュール管理を行うための指針として、現場職員に周知することが重要である。

しかし、実態としては、随時、口頭で説明が行われている状況であり、家庭における太陽光発電導入促進事業以外の事業ではマニュアル上に記載もないため、時間の経過とともに審査期間に対する意識が希薄化するおそれがある。

したがって、全ての事業においてマニュアルに審査期間の目安を記載することを検討されたい。

(オ) 審査における視点の明確化

「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」及び「東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業」における申請件数の増加は、審査件数の増加を意味する。そこで、審査件数の増加に対応できる業務体制の整備はされているか、また、業務体制の整備がされていた場合には適切に運用がされているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業においては、審査件数の増加に対応するために、人員の増員、1次審査の外部委託、3次審査までの各段階における異なる審査項目の設定、事前申込の導入などといった業務体制の整備を行っているとのことであった。

一方、東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業においては、審査人員を増員しているものの、審査に際し専門的な知識を必要とすることから、審査の外部委託は導入していない。また、1件当たりの金額が大きいため、事前申込の導入も検討されていない。加えて、審査内容の難易度が高いことから、審査業務におけるミスを抑えるために3次審査までの各審査段階において同一の審査項目を設け審査をしていた。

審査に当たり、同じ項目を3度確認することは、難易度が高いとはいえず過剰な体制のように見える。しかし、実際には3次審査においては習熟度の高い職員を配置し、経験則から審査項目に濃淡をつけることで効率化を図り、案件全体を俯瞰的に見渡し効果的な審査を行っているとのことであった。

ただし、各審査段階で異なる着眼点を特段文書化しているものはないとのことであり、属人的な対応となっている。

(意見2-5) 東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の審査における視点の明確化について

東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業において、審査案件が急増していることに伴い審査人員も大幅に増加している。そのため、環境公社には適切な審査体制を構築することが求められる。

本事業では、審査に際し専門的な知識を必要とすることや1件当たりの金額が大きいため、外部委託や事前申込の導入等が難しく、抜本的な審査体制の変更には時間を要する。そのため、現在の審査体制の中で、組織としての審査業務の品質がおおむね均一となるよう、効率的かつ効果的な審査体制を構築する必要がある。

現状では、各審査段階の審査項目は同一である一方、特に3次審査においては経験則から審査項目に濃淡をつけることで効率化を図るとともに、案件全体を俯瞰的に見渡し審査を行うことで、より効果的な審査を実施している。しかし、審査マニュアルにはそのような各審査段階で異なる審査の視点は記載されておらず、属人的な対応となっている。

今後も審査件数の増加に伴い審査人員の増加も見込まれることから、マニュアルを見れば審査ができるよう、各審査段階における審査の着眼点をマニュアルに記載することを検討されたい。

(カ) 審査業務マニュアルの共通化

環境公社は、審査業務の現場において、業務内容の共有・業務の効率化のため、審査マニュアルを作成している。災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業は、5つのメニュー（事業）で構成されることから、マニュアルは

メニューごとに作成されている。

そこで、効率的かつ効果的な審査業務を行う観点から、マニュアルがそれぞれ適切に整備・運用されているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、現状の審査に利用されているマニュアルは各メニューの担当者ごとに作成されたものであり、各メニューで共通する審査のポイントは存在するものの、メニューごとに内容や形式が異なっているとのことであった。

また、各メニューで審査を進めていく過程で発生した審査の誤り等については、会社のマネジメント間で共有するとともに、その内容については現場職員へ口頭で共有しているとのことであった。

(意見2-6) 審査業務におけるマニュアルの共通化について

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の審査に当たっては、各審査担当者は公社担当者が作成したマニュアルに基づき審査を行っている。

しかし、マニュアルは各メニューの担当者ごとに作成されており、メニューごとにマニュアルの記載内容及び形式が異なっている。また、各メニューの審査業務の過程で発生した審査の誤り等については、会社のマネジメント間で共有するとともに、その内容は現場職員へ口頭で共有するにとどまっていた。

助成対象となる設備や工事内容は異なるものの、各メニューで共通する審査のポイントもあることから、共通点については各マニュアルに反映することを検討されたい。

また、審査業務の過程で生じた審査の誤り等のうち各メニューで共通するものについては、効率的かつ効果的に現場職員に浸透させる観点から、各マニュアルに落とし込むことを検討されたい。

(2) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の事前申込

ア 概要

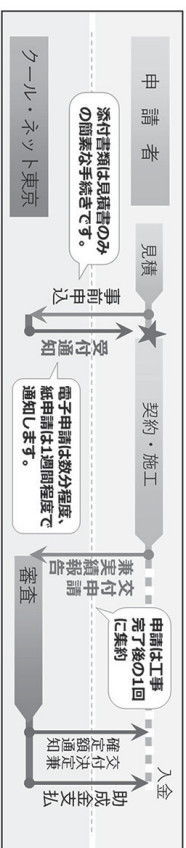
環境局は、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業について、申込件数の増加を見込み、事業の効果的な実施を図るため、当事業の申請手続を、令和5年度より事前申込に変更している。

本事業の申請手続は、設備導入等より前に申請者が交付申請及び審査を経て交付決定される手続とは異なり、設備導入等の前に事前申込を行うことにより、事前申込後に自動返送される事前申込受付通知の受領によって、工事の契約及び着工が可能となり、その後に交付申請及び審査を経て交付決定される(図B-2-20)。事前の交付申請手続とは異なり、事前申込の場合は事前審査が省略

されることから、審査業務の効率化を図ることができ、また、申請者も申込後すぐに助成事業に取りかかることができる。事前申込は局としても初めて導入した手続である。

なお、事前申込件数(令和4年度は申請件数)の推移は表B-2-21のとおりである。

図B-2-20 本事業の申請手続の流れ



表B-2-21 主な設備の事前申込件数の推移(表B-2-14再掲)

(単位: 件(既存住宅における省エネ改修促進事業は戸数))

事業名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
既存住宅における省エネ改修促進事業	21,271	34,625	53,046
家庭における蓄電池導入促進事業	14,083	22,664	40,945
熱と電気の有効利用促進事業	-	3,118	6,211
家庭における太陽光発電導入促進事業	8,839	14,563	28,732
戸建住宅におけるV2H普及促進事業	833	813	906
合計	45,026	75,783	129,840

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

環境局において初めて導入した事前申込について、適時に振り返りを行い、その内容が適切に整理され、必要に応じて見直しがされているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、導入初年度に事前申込の導入の効果を検証しており、例えば導入の効果として、令和5年度より前の審査では申請受付から交付額決定までの期間に最長13か月を要していたが、令和5年度では最短2か月で審査が完了するようになったとのことであった。

しかし、検証資料には、事前審査と比較した際の改善点のみが記載されており、今後検討すべき課題や懸念事項等についての分析はされていない。また、令和6年度以降は、問題や課題が発生した際に随時対応しているものの、事前申込